

デジタルワーキング・グループの設置について

令和3年4月9日
公文書管理委員会

公文書管理委員会運営規則（平成22年7月15日公文書管理委員会
決定）第7条第1項に基づき、デジタル時代の公文書管理の在り方につ
いて議論を行うため、「デジタルワーキング・グループ」を設置する。